

令和7年10月21日

貸金庫規程の改定について

令和7年5月30日、金融機関による貸金庫業務の適正化を図るため、金融庁の「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」が改正されました。本改正では、貸金庫に格納いただけないものとして「現金」が明記されたほか、貸金庫の利用目的を定期的にお客さまからご申告いただくことなどが金融機関に求められています。

これを受け、弊行では以下のとおり貸金庫規程を改定いたします。改定後の規程は、従前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されます。

今後も管理態勢強化やサービスの改善に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 改定の対象となる規程

貸金庫規程

2. 主な改定内容

(1) 貸金庫に格納いただけないものに「現金」を追加

※日本円、外国通貨とも貸金庫内で保管できません。

対象となる現金（日本円）は次のとおりです。

①日本銀行 HP「現在発行されている銀行券・貨幣」に掲載されている銀行券・貨幣

②「①」と肖像が同一である銀行券（2007年発行停止の一万円券（福沢諭吉））

詳しくは日本銀行 HP をご確認ください。

(2) 貸金庫の利用目的（適切にご利用いただいていること）を書面等でご申告いただくこと 等

3. 改定後の規程

[こちらをご参照ください。](#)

4. 改定日

令和8年1月5日（月）

5. ご留意事項

現在、貸金庫内に現金を格納されているお客さまにおかれましては、次回ご来店時に現金をお取り出しいただきますよう、お願いいたします。

以上